

情報提供日	2025 年(令和 7 年)9 月 10 日
問い合わせ先	総 務 局 職 員 室
	078-918-5006 (内線 2427)

職 員 の 処 分 に つ い て

以下のとおり、処分発令を行いましたので、お知らせします。

1 事案の概要及び処分内容

事 案	対象職員[当時の所属・役職等]		処分内容
・勤務時間中に公用パソコンで、職務と関係ないインターネット閲覧を133時間行ったもの。 ・部下の監督責任	政策局	課長（現60歳）	減給 1/10 1 月
・勤務時間中に公用パソコンで、職務と関係ないインターネット閲覧を358時間行ったもの。		再雇用職員（現66歳）	戒告

※ 閲覧時間に対応する給与等（それぞれ 437,144 円、581,229 円）は、返納済み

2 処分発令日

令和 7 年 9 月 1 0 日